

（傍線部分は改正部分）

（注）教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）附則第三条による改正後の条文

	改 正 後		改 正 前
	目次		目次
第一章 総則（第一条—第三条の二）	第一章 総則（第一条—第三条の二）	第一章 総則（第一条—第三条の二）	第一章 総則（第一条—第三条の二）
第二章 免許状（第四条—第九条の二）	第二章 免許状（第四条—第九条の二）	第二章 免許状（第四条—第九条の五）	第二章 免許状（第四条—第九条の二）
第三章 免許状の失効及び取上げ（第十条—第十四条の二）	第三章 免許状の失効及び取上げ（第十条—第十四条の二）	第三章 免許状の失効及び取上げ（第十条—第十四条の二）	第三章 免許状の失効及び取上げ（第十条—第十四条の二）
第四章 雜則（第十五条—第二十条）	第四章 雜則（第十五条—第二十条）	第四章 雜則（第十五条—第二十条）	第四章 雜則（第十五条—第二十条）
第五章 罰則（第二十一条—第二十三条）	第五章 罚則（第二十一条—第二十三条）	第五章 罰則（第二十一条—第二十三条）	第五章 罰則（第二十一条—第二十三条）
附則	附則	附則	附則
（免許状を要しない非常勤の講師）	（免許状を要しない非常勤の講師）	（免許状を要しない非常勤の講師）	（免許状を要しない非常勤の講師）
第三条の二（略）	第三条の二（略）	第三条の二（略）	第三条の二（略）
2 前項の場合において、非常勤の講師に任命し、又は雇用しようとする者は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を第五条第六項に規定する授与権者に届け出なければならない。	2 前項の場合において、非常勤の講師に任命し、又は雇用しようとする者は、あらかじめ、文部科学省令で定めるところにより、その旨を第五条第七項で定める授与権者に届け出なければならない。	2 前項の場合において、非常勤の講師に任命し、又は雇用しようとする者は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を第五条第六項に規定する授与権者に届け出なければならない。	2 前項の場合において、非常勤の講師に任命し、又は雇用しようとする者は、あらかじめ、文部科学省令で定めるところにより、その旨を第五条第七項で定める授与権者に届け出なければならない。
（授与）	（授与）	（授与）	（授与）
第五条（略）	第五条（略）	第五条（略）	第五条（略）
（削る）			
2 前項本文の規定にかかるらず、別表第一から別表第二の一までに規			

2	第六項に規定する授与権者は、第一項の教育職員検定において合格の決定をしようとするときは、学校教育に關し学識経験を有する者その他の文部科学省令で定める者の意見を聽かなければならぬ。	3	(略)	2	特別免許状は、教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、前項各号のいずれかに該当する者には、授与しない。	3	(略)	
3	(略)	5・6	(略)	4	(略)	5	第七項で定める授与権者は、第三項の教育職員検定において合格の決定をしようとするときは、あらかじめ、学校教育に關し学識経験を有する者その他の文部科学省令で定める者の意見を聽かなければならぬ。	
4	(教育職員検定)	第六条 (略)	6・7	(略)	4	(略)	3	特別免許状は、教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、前項各号のいずれかに該当する者には、授与しない。
2	学力及び実務の検定は、第五条第二項及び第五項、前条第三項並びに第十八条の場合を除くほか、別表第三又は別表第五から別表第八までに定めるところによつて行わなければならない。	3	(略)	4	(略)	5	第一項及び前項の規定にかかわらず、第五条第三項及び第六項、前条第三項並びに第十八条の場合を除くほか、別表第三から別表第八ま	
3	(削る)							

でに規定する普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過した者に普通免許状を授与するため行う教育職員検定は、その者が免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にある場合に限り、行うものとする。

(証明書の発行)

第七条 (略)

2・3 (略)

(削る)

4| 第一項及び第二項の証明書の様式その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(授与の場合の原簿記入等)

第八条 授与権者は、免許状を授与したときは、免許状の種類、その者の氏名及び本籍地、授与の日その他文部科学省令で定める事項を原簿に記入しなければならない。

2・3 (略)

(効力)

(証明書の発行)

第七条 (略)

2・3 (略)

4| 免許状更新講習を行う者は、免許状の授与又は免許状の有効期間の更新を受けようとする者から請求があつたときは、その者の免許状更新講習の課程の修了又は免許状更新講習の課程の一部の履修に関する証明書を発行しなければならない。

5| 第一項、第二項及び前項の証明書の様式その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(授与の場合の原簿記入等)

第八条 授与権者は、免許状を授与したときは、免許状の種類、その者の氏名及び本籍地、授与の日、免許状の有効期間の満了の日その他文部科学省令で定める事項を原簿に記入しなければならない。

2・3 (略)

(効力)

第九条 普通免許状は、全ての都道府県（中学校及び高等学校の教員の宗教の教科についての免許状にあつては、国立学校又は公立学校の場合を除く。以下この条において同じ。）において効力を有する。

2 特別免許状は、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。

3 (略)

(削る)

第九条 普通免許状は、その授与の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日まで、すべての都道府県（中学校及び高等学校の教員の宗教の教科についての免許状にあつては、国立学校又は公立学校の場合を除く。次項及び第三項において同じ。）において効力を有する。

2 特別免許状は、その授与の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日まで、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。

3 (略)

(削る)

4 | 第一項の規定にかかわらず、その免許状に係る別表第一から別表第八までに規定する所要資格を得た日、第十六条の二第一項に規定する教員資格認定試験に合格した日又は第十六条の三第二項若しくは第七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有することとなつた日の属する年度の翌年度の初日以後、同日から起算して十年を経過する日までの間に授与された普通免許状（免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内に授与されたものを除く。）の有効期間は、当該十年を経過する日までとする。

5 | 普通免許状又は特別免許状を二以上有する者の当該二以上の免許状の有効期間は、第一項、第二項及び前項並びに次条第四項及び第五項の規定にかかわらず、それぞれの免許状に係るこれらの規定による有効期間の満了の日のうち最も遅い日までとする。

(有効期間の更新及び延長)

(削る)

第九条の二 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状の有効期間を、その満了の際、その免許状を有する者の申請により更新することができる。

2 前項の申請は、申請書に免許管理者が定める書類を添えて、これを

免許管理者に提出してしなければならない。

3 第一項の規定による更新は、その申請をした者が当該普通免許状又は特別免許状の有効期間の満了する日までの文部科学省令で定める二年以上の期間内において免許状更新講習の課程を修了した者である場合又は知識技能その他の事項を勘案して免許状更新講習を受ける必要がないものとして文部科学省令で定めるところにより免許管理者が認めた者である場合に限り、行うものとする。

4 第一項の規定により更新された普通免許状又は特別免許状の有効期間は、更新前の有効期間の満了の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日までとする。

5 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状を有する者が、次条第三項第一号に掲げる者である場合において、同条第四項の規定により免許状更新講習を受けることができないことその他文部科学省令で定めるやむを得ない事由により、その免許状の有効期間の満了の日までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であると認めるときは、文部科学省令で定めるところにより相当の期間を定めて、その免許状の有効期間を延長するものとする。

6 免許状の有効期間の更新及び延長に関する手続その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(免許状更新講習)

第九条の三 免許状更新講習は、大学その他文部科学省令で定める者が、次に掲げる基準に適合することについての文部科学大臣の認定を受けて行う。

一 講習の内容が、教員の職務の遂行に必要なものとして文部科学省令で定める事項に関する最新の知識技能を修得させるための課程（その一部として行われるものと含む。）であること。

二 講習の講師が、次のいずれかに該当する者であること。

イ 文部科学大臣が第十六条の三第四項の政令で定める審議会等に諮詢して免許状の授与の所要資格を得させるために適當と認める課程を有する大学において、当該課程を担当する教授、准教授又は講師の職にある者

ロ イに掲げる者に準ずるものとして文部科学省令で定める者

三 講習の課程の修了の認定（課程の一部の履修の認定を含む。）が適切に実施されること。

四 その他文部科学省令で定める要件に適合するものであること。

2 前項に規定する免許状更新講習（以下単に「免許状更新講習」という。）の時間は、三十時間以上とする。

3 免許状更新講習は、次に掲げる者に限り、受けることができる。

一 教育職員及び文部科学省令で定める教育の職にある者
二 教育職員に任命され、又は雇用されることとなつてゐる者及びこれに準ずるものとして文部科学省令で定める者

前項の規定にかかわらず、公立学校の教員であつて教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条第一項に規定する指導改善研修（以下この項及び次項において単に「指導改善研修」という。）を命ぜられた者は、その指導改善研修が終了するまでの間は、免許状更新講習を受けることができない。

5| 前項に規定する者の任命権者（免許管理者を除く。）は、その者に指導改善研修を命じたとき、又はその者の指導改善研修が終了したときは、速やかにその旨を免許管理者に通知しなければならない。

6| 文部科学大臣は、第一項の規定による認定に関する事務を独立行政法人教職員支援機構（第十六条の二第三項及び別表第三備考第十一号において「機構」という。）に行わせるものとする。

7| 前各項に規定するもののほか、免許状更新講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（有効期間の更新又は延長の場合の通知等）

第九条の四 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状の有効期間を更新し、又は延長したときは、その旨をその免許状を有する者、その者の所轄庁（免許管理者を除く。）及びその免許状を授与した授与権者（免許管理者を除く。）に通知しなければならない。

2| 免許状の有効期間を更新し、若しくは延長したとき、又は前項の通知を受けたときは、その免許状を授与した授与権者は、その旨を第八条第一項の原簿に記入しなければならない。

第九条の二　（略）

（削る）

（免許状授与の特例）

第十六条 普通免許状は、第五条第一項の規定によるほか、普通免許状の種類に応じて文部科学大臣又は文部科学大臣が委嘱する大学の行う試験（以下「教員資格認定試験」という。）に合格した者で同項各号に該当しないものに授与する。

（削る）

第九条の五　（略）

第十六条 削除

（免許状授与の特例）

第十六条の二 普通免許状は、第五条第一項の規定によるほか、普通免許状の種類に応じて文部科学大臣又は文部科学大臣が委嘱する大学の行なう試験（以下「教員資格認定試験」という。）に合格した者で同項各号に該当しないものに授与する。

2| 教員資格認定試験に合格した日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過した者については、前項の規定にかかわらず、その者が免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にある場合に限り、普通免許状を授与する。

3| 文部科学大臣は、教員資格認定試験（文部科学大臣が行うものに限る。）の実施に関する事務を独立行政法人教職員支援機構（別表第三備考第十一号において「機構」という。）に行わせるものとする。

3| （略）

4| （略）

第十六条の二　（略）

第十六条の二　（略）

（中学校又は高等学校の教諭の免許状に関する特例）

第十六条の三　（略）

第十六条の三　（略）

（中学校等の教員の特例）

2　（略）

(削る)

3| 前二項の文部科学省令を定めるに当たつては、文部科学大臣は、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第八条に規定する機関をいう。別表第一備考第一号の二及び第五号イにおいて同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

第十六条の四 （略）

2・3 （略）

（削る）

第十七条 第四条の二第二項に規定する免許状は、第五条第一項本文、同項第二号及び第五項並びに第五条の二第二項の規定にかかわらず、その免許状に係る教員資格認定試験に合格した者又は文部科学省令で定める資格を有する者に授与する。

（削る）

3| 第十六条の二第二項の規定は、前項の規定による免許状の授与について準用する。この場合において、同条第二項中「合格した日」とあらわれるのは「合格した日又は第十六条の三第二項に規定する文部科学省令で定める資格を有したこととなつた日」と、「前項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

第十六条の四 （略）

2・3 （略）

4| 第十六条の二第二項の規定は、前項の規定による免許状の授与について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第十六条の四第三項」と読み替えるものとする。

第十七条 第四条の二第二項に規定する免許状は、第五条第一項本文、同項第二号及び第六項並びに第五条の二第二項の規定にかかわらず、その免許状に係る教員資格認定試験に合格した者又は文部科学省令で定める資格を有する者に授与する。

2| 第十六条の二第二項の規定は、前項の規定による普通免許状の授与

について準用する。この場合において、同条第二項中「合格した日」とあるのは「合格した日又は第十七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有することとなつた日」と、「前項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項、第二項若しくは第五項、第五条の二第二項若しくは第三項又は第六条の規定に違反して、免許状を授与し、若しくは特別支援教育領域を定め、又は教育職員検定を行つたとき。

二 (略)

2 (略)

附 則

3 旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）、旧教員免許令（明治三十三年勅令第百三十四号）又は旧幼稚園令（大正十五年勅令第七十四号）による教員免許状を有する者及び学校教育法第八条に基づく学校教育法施行規則（以下単に「学校教育法施行規則」という。）第九十六条又は第九十七条の規定により、校長仮免許状、園長仮免許状、教諭仮免許状、助教諭仮免許状、養護教諭仮免許状又は養護助教諭仮免許状を有するものとみなされた者には、第五条第一項第二号及び第五項ただし書の規定にかかるわらず、免許状を授与することができる

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項、第三項若しくは第六項、第五条の二第二項若しくは第三項又は第六条第一項から第三項までの規定に違反して、免許状を授与し、若しくは特別支援教育領域を定め、又は教育職員検定を行つたとき。

二 (略)

2 (略)

附 則

3 旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）、旧教員免許令（明治三十三年勅令第百三十四号）又は旧幼稚園令（大正十五年勅令第七十四号）による教員免許状を有する者及び学校教育法第八条に基づく学校教育法施行規則（以下単に「学校教育法施行規則」という。）第九十六条又は第九十七条の規定により、校長仮免許状、園長仮免許状、教諭仮免許状、助教諭仮免許状、養護教諭仮免許状又は養護助教諭仮免許状を有するものとみなされた者には、第五条第一項第二号及び第六項ただし書の規定にかかるわらず、免許状を授与することができる

5 別表第三により中学校教諭の一種免許状又は高等学校教諭の専修免

許状を受けようとする者が、次の表の第一欄に掲げる基礎資格を有する者で施行法第一条又は第二条の規定により次の表の第二欄に掲げる免許状の交付又は授与を受けているときは、学力及び実務の検定は、

次の表の第三欄及び第四欄によるものとする。

番号	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)				

備考 (略)

7 養護助教諭の臨時免許状は、当分の間、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）による准看護師の免許を受けた者、同法第五十一条第一項若しくは第五十三条第一項の規定に該当する者又は同法第五十一条第三項若しくは第五十三条第三項の規定により免許を受けた者に対しては、第五条第五項本文の規定にかかわらず、その者が同条第一項第二号に該当する場合にも授与することができる。

8 高等学校教諭の工業の教科についての一種免許状は、当分の間、第五条第一項本文の規定にかかわらず、旧国立工業教員養成所の設置等

5 別表第三により中学校教諭の一種免許状又は高等学校教諭の専修免

許状を受けようとする者が、次の表の第一欄に掲げる基礎資格を有する者で施行法第一条又は第二条の規定により次の表の第二欄に掲げる免許状の交付又は授与を受けているときは、学力及び実務の検定は、

次の表の第三欄及び第四欄によるものとする。この場合において、第六条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、これらの規定中「別表第八まで」とあるのは、「別表第八まで（別表第三については、附則第五項の規定の適用がある場合を含む。）」とする。

番号	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)				

備考 (略)

7 養護助教諭の臨時免許状は、当分の間、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）による准看護師の免許を受けた者、同法第五十一条第一項若しくは第五十三条第一項の規定に該当する者又は同法第五十一条第三項若しくは第五十三条第三項の規定により免許を受けた者に対しては、第五条第六項本文の規定にかかわらず、その者が同条第一項第二号に該当する場合にも授与することができる。

8 高等学校教諭の工業の教科についての一種免許状は、当分の間、第五条第一項本文の規定にかかわらず、旧国立工業教員養成所の設置等

に関する臨時措置法（昭和三十六年法律第八十七号）による国立工業教員養成所に三年以上在学し、所定の課程を終えて卒業した者に対して授与することができる。

9 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者に対して教育職員検定により次の表の第一欄に掲げる高等学校教諭の一種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、当分の間、第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。

第一欄
第二欄
第三欄
第四欄

備考 (略)

11 養護教諭の二種免許状又は中学校教諭の保健の教科についての二種免許状は、第五条第一項本文の規定にかかわらず、旧国立養護教諭養成所設置法（昭和四十年法律第十六号）による国立養護教諭養成所（次項において「旧国立養護教諭養成所」という。）を卒業した者に対

に関する臨時措置法（昭和三十六年法律第八十七号）による国立工業教員養成所に三年以上在学し、所定の課程を終えて卒業した者に対して授与することができる。ただし、免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にない者については、この限りでない。

9 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者に対して教育職員検定により次の表の第一欄に掲げる高等学校教諭の一種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、当分の間、第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。この場合において、第六条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中「別表第八まで」とあるのは「別表第八まで又は附則第九項の表」と、第九条第四項中「別表第八まで」とあるのは「別表第八まで若しくは附則第九項の表」とする。

第一欄
第二欄
第三欄
第四欄

備考 (略)

11 養護教諭の二種免許状又は中学校教諭の保健の教科についての二種免許状は、第五条第一項本文の規定にかかわらず、旧国立養護教諭養成所設置法（昭和四十年法律第十六号）による国立養護教諭養成所（次項において「旧国立養護教諭養成所」という。）を卒業した者に対

して授与することができる。

18 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一

備考（略）

第一欄
第二欄
第三欄
第四欄

17 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第七条に規定する職員その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者並びに教育委員会の事務局において学校給食の適切な実施に係る指導を担当する者に限る。）に対して教育職員検定により次の表の第一欄に掲げる栄養教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、当分の間、第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。

17 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第七条に規定する職員その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者並びに教育委員会の事務局において学校給食の適切な実施に係る指導を担当する者に限る。）に対して教育職員検定により次の表の第一欄に掲げる栄養教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、当分の間、第六条第一項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。この場合において、第六条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中「別表第八まで」とあるのは「別表第八まで又は附則第十七項の表」と、第九条第四項中「別表第八まで」とあるのは「別表第八まで若しくは附則第十項の表」とする。

18 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一

備考（略）

第一欄
第二欄
第三欄
第四欄

項に規定する保育士の登録をしている者であつて学士の学位又は短期大学士の学位その他の文部科学省令で定める基礎資格を有するものに対し
て教育職員検定により幼稚園の教諭の一種免許状又は二種免許状を授与
する場合における学力及び実務の検定は、認定こども園法一部改正法の
施行の日から起算して十年を経過するまでの間は、第六条第二項の規定
にかかわらず、当該基礎資格を取得した後文部科学省令で定める職員と
して良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必
要とする最低在職年数及び当該基礎資格を取得した後大学その他の文部
科学省令で定める機関において修得することを必要とする最低単位数と
して文部科学省令で定めるものによるものとする。

第一欄
第二欄
第三欄

別表第一（第五条、第五条の二関係）

項に規定する保育士の登録をしている者であつて学士の学位又は短期大
学士の学位その他の文部科学省令で定める基礎資格を有するものに対し
て教育職員検定により幼稚園の教諭の一種免許状又は二種免許状を授与
する場合における学力及び実務の検定は、認定こども園法一部改正法の
施行の日から起算して十年を経過するまでの間は、第六条第二項の規定
にかかわらず、当該基礎資格を取得した後文部科学省令で定める職員と
して良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必
要とする最低在職年数及び当該基礎資格を取得した後大学その他の文部
科学省令で定める機関において修得することを必要とする最低単位数と
して文部科学省令で定めるものによるものとする。この場合において、
同条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中
「得た日」とあるのは「得た日又は附則第十八項の文部科学省令で定め
る最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位
数を修得した日」と、第九条第四項中「得た日」とあるのは「得た日若
しくは附則第十八項の文部科学省令で定める最低在職年数を満たし、か
つ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」とする。

第一欄
第二欄
第三欄

別表第一（第五条、第五条の二関係）

一 (略)

一の二 文部科学大臣は、前号の文部科学省令を定めるに当たつては、単位の修得方法が教育職員として必要な知識及び技能を体系的かつ効果的に修得させるものとなるよう配慮するとともに、あらかじめ、第十六条の三第三項の政令で定める審議会等の意見を聴かなければならない（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。

二～四 (略)

五 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。

イ 文部科学大臣が第十六条の三第三項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの

ロ (略)

六 前号の認定課程には、第三欄に定める科目の単位のうち、教科及び教職に関する科目（教員の職務の遂行に必要な基礎的な知識技能を修得させるためのものとして文部科学省令で定めるものに限る。）又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年以上とする課程を含むものとする。

一 (略)

一の二 文部科学大臣は、前号の文部科学省令を定めるに当たつては、単位の修得方法が教育職員として必要な知識及び技能を体系的かつ効果的に修得させるものとなるよう配慮するとともに、あらかじめ、第十六条の三第四項の政令で定める審議会等の意見を聴かなければならない（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。

二～四 (略)

五 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。

イ 文部科学大臣が第十六条の三第四項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの

ロ (略)

六 前号の認定課程には、第三欄に定める科目の単位のうち、教科及び教職に関する科目（教員の職務の遂行に必要な基礎的な知識技能を修得させるためのものとして文部科学省令で定めるものに限る。）又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程を含むものとする。

七・八 (略)

別表第八（第六条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格 有すること を必要とす る学校の免 許状	第二欄に定める各免許状を取得 した後、当該免許状又は第一欄 に定める免許状に係る学校（二） に相当する義務教育学校の 前記課程又は後期課程、中等教 育学校の前期課程又は後期課程 及び特別支援学校の各部を含み 、幼稚園には幼保連携型認定こ ども園を含む。）における主幹 教諭等（主幹教諭（養護又は栄 養の指導及び管理をつかさどる 主幹教諭を除く。）、指導教諭 、教諭、主幹保育教諭、指導保 育教諭、保育教諭又は講師をい う。）として良好な勤務成績で 勤務した旨の実務証明責任者の 名前	第二欄に定 める免許状 を取得した 後、大学に おいて修得 することを 要する単位 数	第二欄に定 める免許状 を取得した 後、大学に おいて修得 することを 要する単位 数
所要資格 有すること を必要とす る学校の免 許状	第二欄に定める各免許状を取得 した後、当該学校における主幹 教諭（養護又は栄養の指導及び 管理をつかさどる主幹教諭を除 く。）、指導教諭、教諭又は講 師（これらに相当する義務教育 学校の前期課程又は後期課程、 中等教育学校の前期課程又は後 期課程及び特別支援学校の各部 の主幹教諭（養護又は栄養の指 導及び管理をつかさどる主幹教 諭を除く。）、指導教諭、教諭 又は講師を含み、小学校教諭の 二種免許状の授与を受けようと する場合にあつては、幼保連携 型認定こども園の主幹保育教 諭	第二欄に定 める免許状 を取得した 後、大学に おいて修得 することを 要する単位 数	第二欄に定 める免許状 を取得した 後、大学に おいて修得 することを 要する単位 数

七・八 (略)

別表第八（第六条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格 有すること を必要とす る学校の免 許状	第二欄に定める各免許状を取得 した後、当該学校における主幹 教諭（養護又は栄養の指導及び 管理をつかさどる主幹教諭を除 く。）、指導教諭、教諭又は講 師（これらに相当する義務教育 学校の前期課程又は後期課程、 中等教育学校の前期課程又は後 期課程及び特別支援学校の各部 の主幹教諭（養護又は栄養の指 導及び管理をつかさどる主幹教 諭を除く。）、指導教諭、教諭 又は講師を含み、小学校教諭の 二種免許状の授与を受けようと する場合にあつては、幼保連携 型認定こども園の主幹保育教 諭	第二欄に定 める免許状 を取得した 後、大学に おいて修得 することを 要する単位 数	第二欄に定 める免許状 を取得した 後、大学に おいて修得 することを 要する単位 数

証明を有することを必要とする

最低在職年数

、指導保育教諭、保育教諭又は
講師を含む。）として良好な勤
務成績で勤務した旨の実務證明
責任者の証明を有することを必
要とする最低在職年数

受けよう とする免 許状の種類	
-----------------------	--

(略)	
-----	--

備考	
----	--

一 第三欄の「当該免許状又は第一欄に定める免許状に係る学校」には学校以外の教育施設のうちこれらの学校に相当するものとして文部科学省令で定めるものを、同欄の「主幹教諭等」には当該教育施設において教育に従事する者として文部科学省令で定めるものを含むものとし、その者についての同欄の実務証明責任者は、当該教育施設の設置者その他の当該教育施設において勤務する者の勤務の状況を確認できる者として文部科学省令で定めるものとする。

二 中学校教諭免許状を有する者が高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとする場合又は高等学校教諭免許状を有する者が中学校教諭二種免許状の授与を受けようとする場合の免許状に係る教科については、文部科学省令で定める。

、指導保育教諭、保育教諭又は
講師を含む。）として良好な勤
務成績で勤務した旨の実務證明
責任者の証明を有することを必
要とする最低在職年数

受けよう とする免 許状の種類	
-----------------------	--

(略)	
-----	--

備考	
----	--

中学校教諭免許状を有する者が高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとする場合又は高等学校教諭免許状を有する者が中学校教諭二種免許状の授与を受けようとする場合の免許状に係る教科については、文部科学省令で定める。

係る教科については、文部科学省令で定める。